平成２７年（フ）第１０７号
鳥取県米子市石井656番地５
債務者　山内智恵子
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１１６号
鳥取県西伯郡南部町中1272番地
債務者　柏　　礼
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第７０１号
広島県東広島市西条中央８丁目８番４－201号　メゾン花大地
債務者　両条　淳史
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０２号
広島県東広島市西条中央８丁目８番４－201号　メゾン花大地
債務者　両条　香織
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０８号
広島市佐伯区五日市６丁目４番24－303号　ホリーハウス
債務者　久保西正範
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２８号
広島市中区舟入本町２番17－301号
債務者　大濵　　栄
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１８号
山口県下関市豊田町大字殿敷1691番地４
債務者　内山　智子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
山口県下関市豊田町大字中村829番地３　市営納涼住宅　７号
債務者　西村　良次
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２６９号
愛媛県松山市勝岡町57番地１　プルマージュＡ・Ｒ103号
債務者　森川　太介
1　決定年月日時　平成27年11月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２２号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅２棟18号、前住所宮崎市大塚町原1638番地　日高ビル303号
債務者　橋口　志保
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３２３号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅２棟18号、前住所宮崎市大塚町原1638番地　日高ビル303号
債務者　橋口　竜也
1　決定年月日時　平成27年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３４６号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目14番48－206号
債務者　大良あゆみ
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３５１号
鹿児島県鹿児島市宇宿９丁目12番15号（ニューカマ宇宿103号）
債務者　壽　　和人
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３６４号
鹿児島県鹿児島市西紫原町25番地２（サンスカイコーポ201号）
債務者　**檜**　　伸悟
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３７１号
鹿児島県鹿児島市小川町１番19号（久木田ビル301号）
債務者　仁**禮**　順子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３７４号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目６番地２（イトウハイツ（５）102号）
債務者　井手　靖子
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３８１号
鹿児島県鹿児島市伊敷５丁目８番66号
債務者　川**添**　拓也
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係